

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

30 松地環第1号の2  
平成30年(2018年)5月31日

明科建材株式会社  
代表取締役 藤澤 幸治 様

長野県松本地域振興局長

平成30年4月12日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処理施設の変更許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	明科建材株式会社 代表取締役 藤澤 幸治 長野県安曇野市明科中川手2058番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市明科中川手2055番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃コンクリートに限る。)、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	1,296 t/日 (162 t/h : 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日 (162 t/h : 8時間稼働) ○2次破碎機 コーンクラッシャ GP220 2,240 t/日 (280 t/h : 8時間稼働) ○3次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日 (190 t/h : 8時間稼働)	○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日 (162 t/h : 8時間稼働)  ○2次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日 (190 t/h : 8時間稼働)
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 安曇野市明科宮中区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 安曇野市長 周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1	

	号
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成30年6月20日(水) 午後7時から (場所) 中耕地公民館

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。